

【アメリカ】フェンタニルの致死量の取引を全面的に停止する法律の制定

米国で多数の死者を出して問題化している合成薬物フェンタニルについて、従来、国際犯罪組織の密輸を阻止する対策等が取られてきた（本誌 No. 300-2, 2024.8, pp.10-11 参照）。2025 年 7 月 16 日には、フェンタニルの致死量の取引を全面的に停止する法律（HALT フェンタニル法）が制定された（同日施行）（P.L. 119-26）。全 7 か条から成る。主な内容は次のとおり。

不正製造されるフェンタニルの原材料である全てのフェンタニル関連物質（FRS）は、規制物質法（21 U.S.C. 801 et seq.）に基づく 5 段階の規制のうち、最も厳しい第 I 類（乱用の可能性大、医療的用途なし等）に指定する（第 2 条）（鎮痛用途があるフェンタニル本体は第 II 類）。FRS の製造、頒布若しくは調剤又はこれらの意図を持っての所持は違法とされ、100g 以上の場合には、最低 10 年の拘禁刑が科せられる等の措置が取られた（第 6 条）。

FRS は、2018 年以降、第 I 類に暫定的に指定されており、かねてから過剰摂取や依存症の治療に役立つ研究が進まないとの指摘があった。第 I 類物質の研究には、司法長官の登録が必要であるが、FRS を含む第 I 類物質の研究を促進する目的で、①所定の研究では、物質使用の際に司法長官への通知を導入し、登録は要するものの、所定の日数内で手続が迅速化される、②所定の状況下、被登録者と同一機関の代行者又は従業員は、司法長官への通知等により、別途登録を不要とする、③所定の状況下、関係する複数の研究施設を 1 回の登録でカバーする、④被登録者の研究対象が第 I 類に追加された場合、登録申請等により、所定の期間、研究の継続を可能とする、⑤被登録者は、製造目的の登録を要せず、所定の通知により、研究目的で少量の物質の製造を可能とする等が定められた（第 3 条）。

海外立法情報調査室・河合 美穂

・ <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/331/text?overview=closed>

【アメリカ】全米差止命令の連邦最高裁判所による制限と出生による国籍の取得をめぐる動向

全米差止命令（nationwide injunction, universal injunction）とは、政府による法律、規則、政策等の実施を、訴訟を提起した原告だけでなく、全米の誰に対しても差し止めるために裁判所が発出する命令をいう。この命令は、多数の大統領令が出されるようになったオバマ（Barak Obama）政権以降、時の政権とは異なる政党に属する大統領が指名した判事により多用されてきた。

合衆国国籍を取得してきた不法滞在者の子等にこれを認めないとする、トランプ（Donald J. Trump）政権の 2025 年 1 月 20 日の大統領令第 14160 号は、同年 2 月 10 日等に 3 つの連邦地裁が発出した全米差止命令と連邦控訴審によるそれらの支持により、一度も発効しないまま、政府の 3 つの緊急申立てにより連邦最高裁に係属していた（本誌 No.303-1, 2025.4, p.30.）。このうちの 1 件につき、同年 6 月 27 日、連邦最高裁は次の内容の判決を下した（145 S. Ct. 2540）。①全米差止命令は、1789 年裁判所法（Judiciary Act of 1789）に基づき連邦裁判所に与えられた権限を超える可能性が高いため、本件の連邦地裁の全米差止命令の対象は原告である 22 州等に限定して効力を認める、②残りの 28 州等には、当該判決の日から 30 日後（同年 7 月 27 日）に上記の大統領令が発効する、ただし、③クラス・アクション（共通の法律又は事実の問題を有する者（クラス）の代表者が全員のために原告等となる訴訟形態で、判事の裁量により承認された場合に認められる。）を提起する余地はある。これを受けて同日に新たに提起された訴訟（No.1:25-cv-00244）を、同年 7 月 10 日、連邦地裁判事がクラス・アクションとして承認し、かつ、クラスの者に対して上記大統領令の発効を差し止める命令が発出され、上記②が阻止された。

海外立法情報課・中川 かおり

・ https://www.supremecourt.gov/opinions/24pdf/24a884_8n59.pdf

【カナダ】 アルバータ州オンライン賭博法の制定

2025 年 5 月 15 日、アルバータ州オンライン賭博（iGaming）法が裁可された（一部を除き、同年 6 月 4 日施行）（SA 2025, c.I-0.2）。全 25 か条から成る。主な内容は次の 2 点である。

1 点目は、従来、アルバータ州賭博・酒類・大麻委員会（以下「AGLC」）が独占的に公営ギャンブルを運営してきたところ、カナダ刑法（R.S.C. 1985, c.C-46）第 207 条第 4 項により認められる所定の宝くじのオンライン提供を管理する政府系のアルバータ州オンライン賭博（以下「IG」）法人を新設することである。同法人は、①（IG と称する）オンライン宝くじ制度の設計・管理等、②カナダ刑法及び賭博・酒類・大麻法（RSA 2000, c.G-1）（以下「GLC 法」）への準拠の確保、③責任ある賭博の促進等を行う（第 2 条）。同法人は、IG 運営者（後述）と契約を締結することにより、一定の余剰資金を州の歳入に移管する（第 11 条）。

2 点目は、AGLC に市場規制の任務を与える GLC 法の改正である（第 24 条）（未施行。以下、条名は GLC 法のもの）。IG に参入する民間事業者は、AGLC 理事会の登録が義務付けられ、登録されると「IG 運営者」となる（第 49.2 条）。IG 運営者は、①（IG 法人等と契約して）IG サイトの提供又は運営、②商品又はサービスの提供、③IG サイトに関連した広告の掲載が可能となる（第 49.1 条）。責任ある賭博は、未成年者（18 歳未満）の IG サイトへのアクセス禁止（第 49.3 条）、AGLC 理事会による基準等の IG 運営者の遵守義務（第 49.5 条第 3 項）等で確保するとし、そのほか、違反に対する罰金（第 91 条第 2 項）、立入検査（第 103.1 条）等も規定された。消費者保護の具体策は、規制に委ねるとされ、審議過程では、規制対象サイトを自ら一律にブロックできる仕組みを予定するとされた。

海外立法情報調査室・河合 美穂

・ https://kings-printer.alberta.ca/1266.cfm?page=I00p2.cfm&leg_type=Acts&isbncln=9780779853731&display=html

【カナダ】 関税に対抗してカナダ経済を強化するためのワン・カナダ・エコノミー法

米国の高関税政策は、同国を最大の貿易相手国とするカナダへ大きな影響を及ぼしている。そこで、政府はカナダ経済を強化するための法律案を 2025 年 6 月 6 日に連邦議会に提出し、同月 26 日にワン・カナダ・エコノミー法として国王裁可を得た（S.C. 2025, c.2）。同法は 2 部構成で、州際貿易と労働移動の活性化を促進する第 1 部「カナダにおける自由貿易及び労働移動法」（全 13 か条）（同年 9 月 8 日現在、未施行）と、大規模なインフラ整備を推進する第 2 部「カナダ建設法」（全 28 か条）（国王裁可と同日施行）から成る。本稿では、連邦・州政府間関係の複雑さを反映している、カナダにおける自由貿易及び労働移動法（以下「本法」）を扱う。

カナダ憲法は、州（以下、準州を含む。）に様々な権限を与えている。その結果、連邦や州で別個の規制体系が併存していることが経済成長を抑制していると指摘されてきた。例えば、家電等の販売・リースには連邦法である省エネルギー規制法（S.C. 1992, c.36）等の要件を満たす必要があるが、一部の州では州独自の規制と重複していた。従来から、連邦政府と州政府との間で協定を締結するなど改善を図る動きはあったが、依然として障壁が残っていた。本法はこうした現状に対し、州をまたいだ物品の移動及びサービスの提供並びに国内の労働移動に対する連邦の障壁を撤廃することにより、国内の州際貿易及び労働移動を促進することを目的としている（第 4 条）。州をまたいだ物品の移動やサービスの提供については、州の要件を満たしている場合、同等の連邦レベルの要件を満たしているとみなされる（第 7～9 条）。一部の専門職の免許については、州の規制機関が発行した免許を連邦政府の規制機関が発行した免許に相当するものと認める（第 10 条）。

国会レファレンス課・瀬戸口 優里

・ https://www.laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2025_2/FullText.html

【イギリス】職業技能制度の改革

英国における職業訓練の中心である徒弟制は、従事する若者の割合の減少、質の低下といった問題に直面している。労働党は、2024年の総選挙において、徒弟制を改革し、全ての若者に職業訓練等を提供することを公約に掲げた。2024年7月22日、スターマー（Keir Starmer）首相は、16歳以降の職業技能制度を戦略的に監督する機関としてスキルズ・イングランドを段階的に設立すると発表した。2025年5月15日、職業技能制度改革の一環として、徒弟制及び技術教育資格に関する法改正を行う、「2025年徒弟制・技術教育協会（機能移転等）法」が制定された。この法律は、全14か条及び附則3編から成る。主要規定は、イングランド及びウェールズに適用され（第11条）、主務大臣（教育相）が定めた規則により同年6月1日に施行された。主な内容は次のとおりである。教育省所管の公的機関である徒弟制・技術教育協会（以下「IfATE」）の機能（各職業の職務遂行に必要な知識、技能等を定めた職業基準の承認、徒弟制の評価・承認、技術教育資格の承認・改定等）並びにIfATEの財産、権利及び債務を主務大臣に移譲する（第1条、第2条）。IfATEを廃止する（第3条）。データに基づき、より迅速で需要に応じた職業技能制度の構築のため、必要かつ適切と判断される場合には、各職業基準及び徒弟制評価計画を（雇用者）団体ではなく主務大臣が作成できることとし（第4条、第5条）、技術教育資格の承認、職業基準及び徒弟制評価計画を定期的に見直す義務を廃止し（第6条）、職業基準又は徒弟制評価計画の承認前に第三者の審査を受ける義務を廃止する（第7条）。

この法律の施行を受け、同月2日、教育省の執行機関としてスキルズ・イングランドが正式に設立された。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/14/contents>

【ドイツ】補完的保護対象者の家族呼び寄せの制限等に関する滞在法の改正

2025年2月23日の連邦議会選挙では、寛容な移民政策の転換を公約に掲げたキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）が第1党となり、不法移民の強制送還の徹底等を主張するドイツのための選択が第2党に躍進するなど、厳格な移民政策を掲げる勢力が伸長した。同年5月に発足したCDU/CSUと社会民主党の連立政権は、連立協定において、移民政策の見直しの一環として、補完的保護対象者（難民としての資格はないが、出身国での迫害のおそれがあり、保護が必要とされている者）の家族の呼び寄せの制限の方針を掲げた（本誌No.304-1, 2025.7, p.11）。

2025年6月3日、この方針に沿った滞在法の改正案が連邦議会に提出された。同案は、同月27日に連邦議会で可決され、同年7月23日に法律として公布された（翌日施行）。改正内容は次の2点である。①滞在法の目的について規定する第1条第1項において、2023年の滞在法の改正（本誌No.297-1, 2023.10, pp.4-5）で削除された「制限」という文言を復活させ、再び「外国人の入国の制御及び制限」が法律の目的とされた。②補完的保護対象者による家族の呼び寄せの許可を2年間（2027年7月23日まで）停止することとされた。ただし、呼び寄せが認められないと「過酷な状況（Härtefall）」になる場合は例外とされる（第104条第14項）。

呼び寄せ制限の賛成派は、今回の改正は「人道主義」と「秩序」を両立させた措置であり、住宅の供給など移民受入れの担い手となる自治体の負担軽減につながるとして評価した。一方、反対派は、「過酷な状況」に関する規定が実際的に例外として機能しないおそれがある点を懸念したほか、家族とのつながりがいない状態で生活することは社会統合にとってマイナスとなると主張し、今回の法改正を批判した。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2025/173/VO>

【ドイツ】「賃貸料ブレーキ」の期限の延長

2015 年の民法典の改正により、住居の需給がひっ迫している地域における住居の賃貸契約開始時の賃貸料が当該地域の基準賃貸料（通常、住居の規模・設備・立地等を加味して市町村・家主組織・借家人組織の三者が作成する「賃貸料比較対照表」を基に決定される。民法典第 558 条第 2 項）を上回ることが許される上限を、当該基準賃貸料の 10%以内に制限する制度（「賃貸料ブレーキ」）が導入された（本誌 No.263-2, 2015.5, p.28）。当初、2025 年 12 月 31 日までの措置と規定されていたが、依然として大都市圏の住居の需給のひっ迫が続いているため、2025 年 4 月に締結された連立協定において、期限延長の方針が示された。

「賃貸料ブレーキ」の期限延長に関する民法典等の改正法案は、2025 年 6 月 3 日に連邦議会に提出され、同月 26 日に可決された。同案は、同年 7 月 22 日に法律として公布され、翌日施行された。これにより、「賃貸料ブレーキ」の期限が延長され、2029 年 12 月 31 日までとなった（民法典第 556d 条第 2 項）。

フービッヒ（Stefanie Hubig）連邦司法大臣（社会民主党）は、今回の改正は借家人保護の施策の第一歩にすぎず、今後「賃貸料ブレーキ」の対象住居の範囲拡大（現行制度では 2014 年 10 月 1 日以降に使用に供された住居、家具付きの住居等が例外とされている。）など更なる規制強化を検討する予定であると述べ、賃借権に関する専門家委員会の設置の意向を表明した。当該委員会は「賃貸料ブレーキ」違反に対する過料の新設も検討するとしている。与党会派のキリスト教民主／社会同盟内には、これ以上の市場規制は望ましくないという意見もあり、大臣の意向に沿った施策が実現するか否かは不確定の状況にある。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2025/163/VO>

【イタリア】法律等を廃止する国民投票の実施と見直しに向けた議論

2025 年 6 月、法律等の全部又は一部の廃止について、その賛否を問う国民投票が実施された。国民投票は、有権者の過半数が投票し、有効投票の過半数が賛成であれば、対象の法律等が廃止される。今回の国民投票の内容は、次のとおりであった。①従業員数が 16 人以上の企業で、2015 年 3 月 7 日以降に雇用された労働者に関して、違法な解雇に対する救済を原職復帰ではなく金銭的補償のみとする範囲を広げる命令の廃止。②従業員数が 15 人以下の中小企業に関して、違法な解雇に対する補償額の上限を給与 6 か月分とする規定の廃止。③有期労働契約を、期間が 12 か月以下の場合に限り、その理由の提示なしに認める規定の廃止。④請負企業又は下請企業の労働者が当該企業特有のリスクのために遭った事故に関して、発注企業、請負企業及び下請企業の連帯責任を免除する規定の廃止。⑤外国人に対するイタリア市民権付与要件に関して、合法的に継続して居住している期間を 10 年間とする規定を廃止し、要件を 5 年間に短縮すること。投票の結果、賛成が①～④はいずれも 80%台後半、⑤は 65.5%と有効投票の過半数を占めたものの、投票率が 30.6%にとどまったため国民投票自体が成立しなかった。この結果に対しては、近年の国民投票における投票率の低下を踏まえ、国民投票を活性化させるために成立要件を現在の有権者の過半数から 40%への引下げを求める提案が見られる（*Il Sole 24 Ore*, 10 giugno 2025.）。他方、成立要件を引き下げると、有権者の少数派（過半数に満たない者）が国会議員の多数派によって制定された法律を廃止できることになり、議会制に傷を付けるとして、投票の対象を（法律の細部ではなく）社会全体に関わる重要なテーマにすることなどを説く提案も見られる（*Corriere della Sera*, 12 giugno 2025.）。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <https://elezioni.interno.gov.it/risultati/20250608/referendum/scrutini/italia/italia>

【エストニア】地方議会選挙の選挙権に関する憲法改正

ソ連からの独立時、エストニア政府は、エストニア国籍を自動的に付与する条件をソ連併合前のエストニア国民又はその直系子孫であることとしたため、併合後、ロシア等から移住したソ連国民について、多数の無国籍者等が発生することとなった。1992年に制定された憲法には、こうした人々の権利義務に関する規定が幾つかあり、第156条では、国籍を問わず、全ての永住者に対する地方議会選挙における選挙権（以下「地方参政権」）が保障されていた。

2024年7月、憲法第156条を改正し、地方参政権の付与の範囲を見直す法律案が国会に提出された。法律案の説明書によれば、改正の目的は、「憲法的な価値及び民主的な法の支配の保護」にあるとされ、改正の具体的な要因の説明がなかったが、国会での議論では、ロシアによるウクライナ侵攻への言及が見られるなど、対ロシア安全保障という目的が明らかに意識されていた。改正案は、2025年3月26日に国会において可決され、同年4月10日に公布された。

改正された憲法第156条によれば、地方参政権は、①2025年7月9日から2026年2月末まではエストニア国民及び永住する無国籍者、②2026年3月1日以降はエストニア国民のみに付与される。なお、EU市民の地方参政権は、通常法律で保障されており（地方議会選挙法第5条）、この点に変更はない。今回の改正により、永住するロシア国民は地方参政権を喪失し、永住する無国籍者は2026年2月末までに、地方参政権の保持のためにエストニア国籍等の国籍を取得するか、無国籍状態の継続による地方参政権の喪失を受け入れるかの選択を行わなければならない。なお、2021年の地方議会選挙で投票したロシア国民は約3万人（全投票数の約5.1%）、無国籍者は約2万5千人（同約4.2%）であった。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.riigiteataja.ee/akt/111042025001>

【ロシア】移民の国籍剥奪の対象となる犯罪行為の拡大

ロシアでは近年、国籍を取得してから年が浅い移民による犯罪が増加している。ロシア連邦内務省のデータによると、ロシア国籍取得から10年未満の者による犯罪件数は、2023年から2024年にかけて2,678件から6,559件に増加し、約2.5倍となった。こうした状況で成立した、2025年7月31日付けの連邦法第316号「連邦法『ロシア連邦国籍について』第24条の改正について」は、ロシア国籍を剥奪する対象となる移民の犯罪類型を大幅に拡大するものである。

従来の規定では、移民による強かん、16歳未満の者との性交、わいせつ行為等が国籍剥奪の対象となっていた。今回の法改正によって、殺人、性的暴行、性行為の強制、テロ活動の宣伝、未成年者を対象とするわいせつ物の作成及び頒布、戦没者に関する記念碑の破壊及び冒とく、情報インフラへの工作活動、内乱、外国組織との秘密協力、スパイ活動、政治家又は公人の生命の侵害、ロシア連邦の領土保全の侵害、過激派コミュニティの組織及びそれへの関与、国家機密の開示、司法執行官、予備捜査官又は法執行官の生命に対する試み（専門性を有する人物の活動を妨害するための殺害行為）、不法移民の組織化等が新たに追加された（いずれもロシア連邦刑法典に準拠）。

移民に対する規制は、ロシアにおいて強化され続けている。直近の取組としては、生体認証に基づいた移民IDカードの導入計画や、未就学の移民の児童を監視することを目的とした登録制度の導入など、様々な措置に関する法律の制定が進められている。

海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202507310064>

・ <https://www.pnp.ru/social/za-prizvyv-k-terrorizmu-migrantov-lishat-grazhdanstva.html>

【韓国】警察官が装着するウェアラブルカメラの本格導入

2024 年 1 月 30 日、「警察官職務執行法一部改正法律」が公布され、「警察着用記録装置」（警察官が装着するウェアラブルカメラ）に係る規定が新設された（法律第 20153 号、同年 7 月 31 日施行）。韓国では 2015 年から 2021 年まで警察着用記録装置が試験的に導入されたことがあり、今般の法改正を契機として警察着用記録装置が本格的に導入されることとなった。

上述の法改正により、警察着用記録装置の定義（警察官が身体に着用又は携帯をし、職務遂行過程を近距離から映像又は音声により記録することができる記録装置等）が新設（第 10 条の 5 第 2 項）されるとともに、警察の職務遂行に必要な「警察装備」に警察着用記録装置が追加された（第 10 条第 2 項）。警察官は、①被疑者を逮捕し、又は拘束する場合、②犯罪捜査のために必要な場合であって、証拠保全の緊急性等があるとき、③記録対象者から記録の要請又は同意を受けた場合、④重大犯罪行為を緊急に予防し、及び制止する場合等に限り、必要最小限の範囲で警察着用記録装置を使用することができる（第 10 条の 5 第 1 項）。

警察官が警察着用記録装置で撮影する場合は、光、音、案内版等により撮影の事実を知らせなければならない（第 10 条の 6 第 1 項）。また、記録を終えた映像音声記録は、遅滞なく映像音声記録情報管理システムに伝送して保存しなければならず、任意に編集し、複写し、又は削除することは禁じられる（同条第 3 項）。その他警察着用記録装置の使用等に係る詳細については、大統領令（「警察着用記録装置の運営等に関する規定」）で定めるところによる。

警察庁は 195 億ウォン（1 ウォンは約 0.11 円）の予算を投入し、2025 年から 5 年間で 1 万 4 千台の警察着用記録装置を導入する予定である。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y2G3V1Q1H2K1G2T2R3S6R1E7Z3W1O9

【韓国】労働者の熱中症対策等を強化するための法改正

韓国では労働者の健康障害を予防するため、産業安全保健法に基づいて事業主（労働者を使用して事業を行う者）に必要な措置を講じることが義務付けられている。近年、猛暑の影響により、労働者の勤務中の熱中症対策の必要性が高まったことから、2024 年 9 月 26 日、労働者の熱中症対策等を強化することを目的とした「産業安全保健法一部改正法律案」が国会本会議で可決され、同年 10 月 22 日に公布された（法律第 20522 号、2025 年 6 月 1 日施行）。

上述の法改正により、労働者が猛暑又は寒波の下で長時間作業することに伴い発生する健康障害の予防のために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられた（第 39 条第 1 項第 7 号）。事業主が当該義務に違反した場合は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン（1 ウォンは約 0.11 円）以下の罰金が科される（第 168 条第 1 号）。また、事業主が当該義務に違反して労働者を死亡させた場合は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金が科される（第 167 条第 1 項）。

事業主に義務付けられる具体的な措置については、産業安全保健法の施行規則である「産業安全保健基準に関する規則」（以下「産業安全保健規則」）で規定される（第 39 条第 2 項）。2025 年 7 月 17 日、産業安全保健規則が改正され、①体感温度が 31 度以上の場所での長時間作業の場合は、冷房若しくは通風等のための適切な温湿度調整装置の設置及び稼働又は作業時間帯の調整等を行い、それでも改善が見られなければ適切な休息時間を付与すること、②体感温度が 33 度以上の場所での長時間作業の場合は、原則として 2 時間ごとに 20 分以上の休息時間を付与すること等の規定が新設された（第 560 条）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N2R4A0Y9Y1R0G2K0P2O7O5C5L7H4G0

・ <https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=272927&efYd=20250717#0000>

【韓国】フードテック産業の育成に関する法律の制定

食品の生産・流通・消費全般に先端技術を適用した「フードテック産業」が脚光を浴びている。近年、同産業の市場規模の世界的な拡大が著しく、同産業の技術融合・複合的な特性等から、韓国において従来の法制度の改正のみでは政府全体として政策の立案・実施に取り組む法的基盤が不十分と指摘されていた。そこで、同産業の体系的な育成や産業基盤の構築による、国民の生活の質向上と雇用の創出及び国家の経済発展を目指して、2024年12月20日に「フードテック産業の育成に関する法律」が制定された（法律第20582号。2025年12月21日施行）。

この法律により、農林畜産食品部（部は日本の省に相当）長官は、5年ごとのフードテック産業育成基本計画及び毎年の実施計画の策定・施行を義務付けられた（第5条）。また、同長官は、①フードテック産業育成のための政策推進を目的とした専任機関の指定や当該機関に対する予算面での支援（第13条）、②企業、大学・研究機関等が地域単位で連携し、協力する共同体「フードテックイノベーションクラスター」の育成や支援（第14条）を行うことができる。政府は、人材育成に必要な対策とその推進を義務付けられ（第8条）、①フードテック分野の実態調査の実施と統計の作成（第6条）、②フードテック事業者の創業等に対する支援（第9条）、③技術開発の促進（第10条）、④研究施設及び設備等の支援（第11条）、⑤海外市場への進出促進策の策定・施行、関係機関・団体又はフードテック事業者等への経費の支援（第12条）が可能となった。他方、フードテック事業者等は、同長官への申請を通じて関係行政機関の長に規制の見直しを求めることができる（第15条）。

関西館アジア情報課・木屋 美香

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J2G4X1O1Z2W1X1W3C4E9I4P1G5A9O1

【中国】監察法の改正

習近平政権は、2012年の発足当初から反腐敗運動を進め、2018年に国家監察委員会を新設し、監察法を制定した（本誌 No.278, 2018.12, pp.63-86 参照）。2022年の中国共産党第20回代表大会以降、党の「自己革命」を遂行し、反腐敗のための立法を強化する方針に基づき、2023年から国家監察委員会では監察法の改正作業が開始された。2024年12月25日、同法を改正する全国人民代表大会常務委員会の決定（中華人民共和国主席令第42号）が公布、監察法が一部改正され、2025年6月1日に施行された。その細則である実施条例も、同日改正、施行された。

改正後の同法は、全9章78か条から成る。主な改正には、監察機関が重大な職務犯罪等の疑いのある者を調査する際、対象者に実施できる措置の新設がある。すなわち、既存の留置（逃亡や証拠隠滅等のおそれがある者に対し、更に調査が必要な場合に行う。第24条）に加え、①強制出頭（第21条）、②調査待機命令（被調査者に疾病又は特殊な状況がある場合、居住地区からの移動禁止等の制限を課す。第23条）、③管理保護（まだ留置しておらず、逃亡又は自殺の危険があると判断された者の保護のために一時的に行う。第25条）である。①による調査は、（出頭後）通常12時間を超えてはならず、②による制限は、（通告日から）12か月を超えてはならず、③は（通告日から）7日以内に解除するか、留置に切り替えなければならない（第46条）とされた。そのほか、（監察機関に対する監督、政策に対する提言等を行う）特任監察員の招へい（第62条）、重大な職務犯罪等の疑いがある監察職員に対する監禁措置（通告日から最大7日。第64条）等に関する規定が設けられた。

海外立法情報課・湯野 基生

・ http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241225_442050.html

・ http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202502/t20250205_442676.html

【中国】行政事務データ共有条例の制定

中国は、デジタル化による行政の効率化のため、政府各部門が収集し、作成するデータを部門間で共有する体制整備を進めている。2016年制定の、行政事務情報資源の共有に関する国务院規則等を踏まえ、2025年5月28日、政府部門間での行政事務データの共有に係る管理体制を明確化し、円滑な情報共有及びトラブル解決のための規定等を盛り込んだ国务院行政法规である行政事務データ共有条例が公布、同年8月1日に施行された（国务院令 第809号）。

本条例は、全8章44か条から成る。政府のデジタル化による統治能力等の向上等のため制定される（第1条）。行政事務データ（以下「データ」）とは、政府部門が職責遂行の過程で収集し、生み出す各種データ（国家秘密等を除く。）をいい、その共有とは、政府部門が職責上の必要に基づき他部門のデータを利用し、又はデータを提供する行為をいう（第3条）。国务院のデータ共有主管部門は全国の、地方政府の同主管部門は管轄地域の関係業務について、それぞれ統括・推進の責任を負う（第8条）。政府部門は、データの目録作成等に責任を負う担当機関を明確に定めるものとする（第11条）。データは、無条件共有、条件付共有、共有不可の3種に区分される（第14条）。データ共有により職責を遂行できる場合、政府部門は、データを重複収集してはならない（第19条）。申請対象のデータが無条件共有の場合、申請日から1日以内に、条件付共有の場合は10日以内に、提供部門は申請部門に回答しなければならない（第21条）。データ共有を受けた政府部門は、データの他目的での利用、第三者への提供等を行ってはならず（第25条）、データ利用が完了し、又は不要となった場合、提供部門の要求に従い、適切に処分しなければならない（第27条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202506/content_7026294.htm

【ニュージーランド】賃金窃盗罪の導入—1961年刑法の改正—

2025年3月13日、1961年刑法（以下「刑法」）を改正し、雇用者による被用者への賃金等の不払を犯罪（「雇用者による窃盗」罪。以下「賃金窃盗罪」）とする法律（2025年刑法（雇用者による窃盗）改正法（2025年法律第8号））が制定された（翌14日施行）。

同改正法は、刑法に第220AA条を追加することを主な内容とする。同条は、ある者を雇用し、かつ、雇用契約又は法律（2003年休日法、1983年最低賃金法、1983年賃金保護法等）に基づく雇用に関連して金銭の支払義務を有する者が、合理的理由なく、故意に金銭の支払を行わない場合を賃金窃盗罪に当たるとした（同条第1項、第2項）。刑罰は、他の窃盗罪と同一（窃取した財物の価額が1,000NZドル（1NZドルは88.2円。以下「ドル」）超の場合、7年以下の拘禁、同1,000ドル以下500ドル超の場合、1年以下の拘禁、同500ドル以下の場合、3か月以下の拘禁。第223条）とされた。「合理的理由なく」の要件により、給与システムの不具合、過失又は短期的な資金繰りの悪化等による給与不払は本罪の対象とはならないとされる。

賃金不払等に対しては、2000年雇用関係法等でも民事上の救済規定があること、刑罰が科される可能性が新たに加わることは雇用者にとり大きな負担となること等を理由に、与党NZ国民党及びACT党は改正に反対した。しかし、既存の救済手続の複雑さ、労使間の交渉力の格差、刑罰が賃金不払の抑止力となること等を理由に、野党及び連立与党の一部（NZファースト党）が賛成し、NZ議会（一院制）において63対60で可決された。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2025/0008/latest/whole.html>

【ニュージーランド】ニュージーランド人工知能（AI）戦略の発表

2025年7月8日、ニュージーランド（NZ）初となる国家AI戦略「NZのAI戦略：自信を持って投資する（New Zealand's AI Strategy: Investing with confidence）」（以下「AI戦略」）が発表された。同戦略は、同年2月にNZ政府が公表した経済成長戦略「Going for Growth」を支えるものと位置付けられ、全8章で構成される。主な内容は、次のとおりである。

第3章「NZの現状」：2024年のMicrosoft社等の試算では、NZは生成AIを導入するだけでもGDPが約760億NZドル（GDPの15%以上。1NZドルは88.2円）押し上げられるとされた。AI導入により、特に農業、医療、教育、観光等の分野で生産性の向上が期待できるが、現状は、中小企業の約68%はAI導入を計画していない（大企業は約67%が導入）。第4章「導入に焦点を当てる：NZの戦略的アプローチ」：現状に鑑み、巨額の資本投入が必要な基盤モデルの開発ではなく、AIの導入に重点を置く。政府はそのため、導入障壁の削減、規制の明確なガイドラインの提供等に努める。第5章「AI導入の障壁への対処」：①既存の法律のAIシステムへの適用に不確実性があるため、透明性のある規制枠組みとしてAIに関する国際基準であるOECD・AI原則（AIに関する法の支配・人権等の尊重、安全性、国際協力等の原則）に準拠した、安定的政策を実施する。②AI導入に伴うプライバシーやセキュリティに対する企業の懸念に対処するため、「民間企業向け責任あるAIガイダンス」を作成し、支援する。③AIの潜在的用途とメリットへの理解不足に対処するため、AI戦略を通じ人々の意識向上とAIへの信頼醸成に取り組む。第7章「科学、技術革新、技術システムの活用」：科学技術分野への既存の政府投資（年間12億NZドル）の更なる最適化を検討する。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.mbie.govt.nz/assets/new-zealands-strategy-for-artificial-intelligence.pdf>